

# 市役所などでの手続き

## まもなく 引っ越しの シーズンです

### ～市役所などでの 手続きはお早めに～

#### 住民登録

#### 大洲市役所で転出手続きをする場合

- ①市役所市民課または各支所市民福祉課で転出手続きをして「転出証明書(無料)」を受け取ってください。
- 《持っているもの》
- 運転免許証・パスポートなど本人であることが確認できるもの
- 認め印
- 代理人の場合は委任状
- ②転出後、転入した日から14日以内に、新しい住所地(引っ越し先)の市町村役場で転入手続きをしてください。

#### 住民基本台帳カードを持っている場合

住民基本台帳カードを持っている人は、新しい住所地の市町村役場でカードを提示すれば転入手続きができます。

- ①新しい住所地で転入手続きをする前に、今までの住所地(大洲市役所市民課または各支所市民福祉課)へ「付記転出届」を郵送してください。

#### 《付記転出届の必要事項》

- 申請者の住所・氏名・押印・電話番号(昼間の連絡先)
- 異動(転出)年月日
- 新しい住所・世帯主氏名
- 今までの住所・世帯主氏名
- 異動した人の氏名・住民票コード

※住民票コードがわからない場合は、必ず生年月日と性別を記載してください。

②大洲市で作った住民基本台帳カードは、転入先の市町村役場で回収されます。

#### 【問い合わせ先】

- 市役所市民課市民第2係 ☎24 2 1 1 1 (内線1117)
- 長浜支所市民福祉課 ☎52 1 1 1 3 (直通)
- 肱川支所市民福祉課 ☎34 2 3 3 1 (直通)

#### 印鑑登録

転出した場合は、大洲市で作った「印鑑登録証」は使用できなくなります。

- ①印鑑登録証を市役所市民課または各支所市民福祉課に返してください。

②新しい住所地で新たに申請してください。

#### 【問い合わせ先】

- 市役所市民課市民第2係 ☎24 2 1 1 1 (内線1117)
- 長浜支所市民福祉課 ☎52 1 1 1 3 (直通)
- 肱川支所市民福祉課 ☎34 2 3 3 1 (内線222)
- 河辺支所市民福祉課 ☎39 2 1 1 1 (内線122)

#### 国民年金

新しい住所地で「住所変更」の手続きをしてください。

#### 【問い合わせ先】

- 市役所市民課市民第1係 ☎24 2 1 1 1 (内線111)
- 長浜支所市民福祉課 ☎52 1 1 1 3 (直通)
- 肱川支所市民福祉課 ☎34 2 3 3 1 (直通)

#### 国民健康保険証

①転出手続きの際、保険証を市役所市民課または各支所市民福祉課へ返してください。

②新しい住所地で新たに健康保険の手続きをしてください。

#### 【問い合わせ先】

- 市役所市民課市民第3係 ☎24 2 1 1 1 (内線116・118)
- 長浜支所市民福祉課 ☎52 1 1 1 3 (直通)
- 肱川支所市民福祉課 ☎34 2 3 3 1 (内線227)
- 河辺支所市民福祉課 ☎39 2 1 1 1 (内線123)

#### 介護保険

①65歳以上の人、および40歳～64歳までの人で要介護認定を受けている人は、介護保険被保険者証を市役所高齢福祉課または各支所市民福祉課へ返してください。

#### 【問い合わせ先】

- ②新住所地で新たに手続きをしてください。

#### 医療費給付の 受給資格者証

①母子家庭、乳幼児、重度心身障害者医療費の受給資格者証を市役所保険環境課または各支所市民福祉課に返してください。

#### 【問い合わせ先】

- ②新住所地で新たに手続きをしてください。
- 市役所保険環境課 ☎24 2 1 1 1 (内線156・157)
- 長浜支所市民福祉課 ☎52 1 1 1 3 (直通)
- 肱川支所市民福祉課 ☎34 2 3 3 1 (直通)
- 河辺支所市民福祉課 ☎39 2 1 1 3 (直通)

# 市役所などでの手続き

## 後期高齢者医療 被保険者証

① 保険環境課または各支所  
市民福祉課で手続をし、被  
保険者証を返してください。

② 新住所地で新たに手続を  
し、被保険者証の交付を受  
けてください。

### 【問い合わせ先】

市役所保険環境課  
☎ 24 2 1 1 1

(内線 156・157)

長浜支所市民福祉課  
☎ 52 1 1 1 4 (直通)

肱川支所市民福祉課  
☎ 34 2 3 3 1 (直通)

河辺支所市民福祉課  
☎ 39 2 1 1 3 (直通)

## 小・中学校の 転校手続き

教育委員会で転校の手続  
きをしてください。

① 市役所市民課または各支  
所市民福祉課で転出・転入  
の届出をしてください。

② 住民異動届出が済み次第、  
学校教育課(市民会館2階)  
または各支所教育課にご相

談ください。

③ 市外の小・中学校に転校  
する場合は、在学中の学校  
で「在学証明書」などの書  
類を受け取り、転出先の小・  
中学校に提出してください。

### 【問い合わせ先】

教育委員会学校教育課  
☎ 24 1 7 3 3 (直通)

長浜支所教育課  
☎ 52 1 1 1 5 (直通)

肱川支所教育課  
☎ 34 2 3 0 7 (直通)

河辺支所教育課  
☎ 39 2 5 5 1 (直通)

## 児童手当を 受けている人

転出の場合、転出予定日を  
もって、大洲市での受給資格  
は消滅しますので、「受給事  
由消滅届」を市役所社会福祉  
課または各支所市民福祉課ま  
で提出してください。その後  
転出予定日の翌日から15日以  
内に新しい住所にて新たに  
手続きをしていただく必要が  
あります。転入手続きだけで  
は手当は支給されませんので  
ご注意ください。

### 【問い合わせ先】

市役所社会福祉課地域福祉係  
☎ 24 2 1 1 1 (内線 186)  
長浜支所市民福祉課

☎ 52 1 1 1 3 (直通)

肱川支所市民福祉課

☎ 34 2 3 1 1 (内線 226)

河辺支所市民福祉課

☎ 39 2 1 1 1 (内線 153)

## 障害の認定を 受けている人

身体障害者手帳・療育手  
帳・精神障害者保健福祉手  
帳を持つている人は、新住所  
地の福祉事務所などで住所変  
更の手続きをしてください。

また、特別児童扶養手当受  
給者、特別障害者手当受給者、  
障害児福祉手当受給者、福祉  
手当受給者、心身障害者扶養  
共済加入者などについても同様  
に新住所地の福祉事務所など  
で所定の手続きを行ってください。

なお、障害福祉サービス  
受給者証をお持ちの人は、  
事前に市役所高齢福祉課へ  
ご連絡ください。

### 【問い合わせ先】

市役所高齢福祉課障害福祉係  
☎ 24 2 1 1 1 (内線 161・  
172・173・174)  
長浜支所市民福祉課  
☎ 52 1 1 1 4 (直通)  
肱川支所市民福祉課  
☎ 34 2 3 4 7 (直通)  
河辺支所市民福祉課  
☎ 39 2 1 1 3 (直通)

## 市役所以外の 手続きは

※ 上下水道料金については、  
14 ページをご覧ください。

### ◆ 運転免許証

新住所地の警察署で住所  
変更手続きをしてください。

◆ 自動車を所有している人  
陸運事務所登録変更手  
続きをしてください。

### ◆ 郵便物

最寄りの郵便局へ転居届を  
出しておくと、一年間は転居  
先に郵便物を転送してもらえ  
ます。

### ◆ その他

銀行、電気、ガス、電話  
などの変更や廃止手続きも  
忘れないようにしましょう。

## 国民健康保険被保険者証の 更新について

### 更新について

国民健康保険に加入して  
いる皆さんが現在お持ちの  
保険証は、平成22年3月末  
に有効期限切れとなります。  
新しい保険証は、3月末  
に簡易書留郵便で各世帯に  
送付します。届きましたら  
内容をご確認いただき、期  
限切れの保険証は4月以降、  
本庁市民課または各支所市  
民福祉課・各連絡所まで返  
却をお願いいたします。

### 【問い合わせ先】

市役所市民課市民第3係  
☎ 24 2 1 1 1  
(内線 116・118)  
長浜支所市民福祉課  
☎ 52 1 1 1 3 (直通)  
肱川支所市民福祉課  
☎ 34 2 3 1 1 (内線 227)  
河辺支所市民福祉課  
☎ 39 2 1 1 1 (内線 123)

## 引っ越しなどに伴う上下水道のお届けについて

# もうすぐ引っ越しの季節です

上下水道のお届けはお早めに！

### 引っ越しなどで転居される方へ

引っ越しなどで上下水道の使用を中止する場合、検針日から転居までの料金は、一定期間を過ぎて算定するため、転居後の請求となります。

検針日からの経過日数によっては、転居後2か月分の請求になる場合がありますので、ご承知ください。

例 偶数月検針地区で4月14日に検針を終えた使用者が、5月30日に転居した場合

4月14日の検針により、すでに4月分と5月分の使用料金が算定されているため、4月15日～5月30日までの46日分は、6月分（7月請求）と7月分（8月請求）として料金を算定します。

### ◆ お願い ◆

「引っ越しなどにより上下水道の使用を中止する場合は」

4～5日前までに水道課および下水道課に、ご連絡ください。

もし、ご連絡がなければ、使用していただく場合もございます。

### 新しく上下水道を使い始める方へ

引っ越しや新築などで新しく上下水道の使用を開始する場合、3月～4月にかけては混み合いますので、使い始める7日くらい前までに、水道課および下水道課にご連絡ください。

もし、ご連絡がなければ、ご使用時に水がない場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

### 【問い合わせ先】

市役所水道課

☎ 24 3 7 5 3（直通）

市役所下水道課

☎ 24 2 1 1 1（内線252）

### 上下水道料金の支払いは便利な口座振替で

仕事などで、料金の支払いに金融機関などに行くことが難しい方は、便利な口座振替をご利用ください。

なお、口座振替の申込みは、取り引きのある金融機関窓口などでお手続きください。

### 水道メーターで

自宅の水漏れが確認できます！

水道メーターは、水道料金確定のための検針以外に、家の水漏れや使用水量のチェックにも役立ちます。

### 水漏れの見つけかた

お宅に取り付けてある水道の蛇口などを全部閉めた状態で、水道メーターのパイロット（メーター写真指示部分参照）が回っていれば、宅内側で水漏れをしている可能性があります。

水漏れを発見したら、早急に大洲市指定の給水装置工事業者に修繕の依頼を行ってください。

なお、事業者の連絡先は、水道課にお問い合わせいただくか、大洲市公式ホームページでご確認ください。



▲水道メーター写真



## シリーズ防災



▲心肺蘇生法を学ぶ訓練参加者 (1/31)

南久米地区自主防災組織(藤岡明信会長)は1月31日(日)、南久米小学校で地震や火災に備える訓練を実施し、地区住民約100人が参加しました。「市内で路上に倒れていた急病人を通行者が心肺蘇生をして助けた事例がある。私たちがAEDの取り扱いなど、万一のときに役立つ技術を身に付けておきましょう」と藤岡会長が呼びかけた後、参加者は3班に分かれ、次々と煙体験ハウスや起震車で火災の煙や地震の揺れを体験したほか、消火器やAEDの取り扱いについて、消防職

### 南久米地区(大洲)で防災訓練

地震などを想定した訓練を実施しました

# 市や地域で災害に備える

員の指導を受けました。

### 地域防災活動を支援します

市では、消防と連携し、地域での防災活動を支援しています。自主防災組織などでの訓練や研修を実施するときは、市役所危機管理課へお気軽にご相談ください。

### 地震を想定した初めての図上訓練

南海地震(今後30年の発生確率60%)などの大規模災害に備え、大洲市災害対策本部設置・運営演習が1月15日(金)、市役所大ホールであり、市職員、警察、自衛隊、県などの関係者約70人が参加しました。市が地震を想定した訓練を実施するのは初めてで、清水市長は「演習を通して市民のために役立ててほしい」と指示し、財団法人消防科学総合センター(東京)の指導を受けながら、参加した市職員が災



▲訓練で災害対応に追われる市職員 (1/15)

シリーズ防災  
No.24

害時の初動対応を訓練しました。この日午前9時30分頃、大洲市で震度6強の地震が発生したとの想定で、参加者は次々と示される付与状況をもとに本部設置や、ライフライン被害、避難所などの防災情報の収集・伝達など発災から約2時間の対応を学びました。

### 【問い合わせ先】

市役所危機管理課  
☎2421111  
(内線352)

## 春季全国火災予防運動

【平成21年度全国統一防火標語】

# 消えるまで ゆっくり火の元 ならめっ子

3月1日から7日までの1週間、全国一斉に「春の火災予防運動」が実施されます。この運動は、火災のおこりやすい時期を迎え、住民へ火災予防に対する注意を呼びかけ、火災の発生を予防し、生命と財産を守ることを目的とします。

### 《火の用心のポイント》

- ①放火対策を万全に  
→ ゴミは指定日の朝に出すなど、家のまわりに燃えやすいものを置かない。車庫、物置などの戸締りも忘れずに。
- ②コンロから離れない  
→ コンロの周りに燃えやすいものを置かない。火がついているコンロから離れるときは、必ず消すこと。
- ③寝タバコ、ポイ捨ては厳禁  
→ 火がついたタバコを放置しない。喫煙するときは深い灰皿を使い、吸殻を捨てる時は水にさらす。

- ④子どもの火遊びに注意  
→ 子どもには火の正しい使い方や怖さを教える。子どもの手の届くところにマッチやライターを置かない。
- ⑤ストーブの周りを整理  
→ 衣類やふとんなど、ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。家具のそばにストーブを置かない。近くで洗濯物を乾かすのも危険。
- ⑥配線まわりはきれいに  
→ 複数のコードをまとめたり、たこ足配線をしない。コードの上に物を置くのも危険。コンセント周りは定期的に掃除をする。

